

中央区住宅宿泊事業の実施に関する条例（仮称）の骨子について

1 趣旨

平成29年6月に住宅宿泊事業法が成立し、区に届出を行うことによって、平成30年6月から外国人等を住宅に宿泊させることが可能となります。

中央区は、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心地として発展し、長い歴史の中で地域に住み、働く人々が協力しながら住商工の調和のとれた活気と賑わいがあふれるまちを形成してきました。こうした本区の特性を踏まえ、民泊事業の実施に当たっては、周辺地域の区民の理解と協力が不可欠であります。

そこで、区民が安心して暮らし続けることができ、生活環境が悪化することのないよう区内全域で宿泊期間を限定するとともに、民泊事業の適正な運営を確保するための措置を講じます。

2 民泊事業の実施を制限する区域の指定及び宿泊期間の限定

(1) 制限区域の指定

区内全域を制限区域とします。

本区は、住居地域だけでなく、商業地域や準工業地域にも住宅があることから、区内全域を制限区域に指定します。

(2) 宿泊期間の限定

制限区域では、土曜日正午のチェックインから、月曜日正午のチェックアウトの宿泊のみを認めます。

3 区独自に民泊事業者に求める事項

(1) 民泊事業者に、届出の7日前までに、説明会の開催等により周辺地域の区民に民泊事業の実施について周知するとともに、その状況について区に報告することを求めます。

(2) 民泊事業者に、宿泊者本人であることの確認や騒音の防止等についての説明を対面によって行うこと及びトラブル発生時に現地に駆け付けることなど迅速に対処できる体制の確保を求めます。

(3) 宿泊者に対して、対面その他確実に宿泊者を確認できる方法を用いて説明する体制の確保を求めます。

(4) 発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理していただきます。

(5) 苦情等の記録を3年間保存していただきます。

4 パブリックコメントの実施

平成30年1月17日（水）まで条例骨子（案）に対する意見募集を行います。